

**新潟県おもいやり駐車場制度**

☎ 申福祉課障がい福祉係  
 ☎ 7733・6667  
 ☎ 7733・6723

ショッピングセンターなどの障がい者用駐車スペースを、歩行が困難な人が利用しやすくするための制度です。案内標示がある駐車場をご利用ください。

**対**障がい者・高齢者・妊産婦など、歩行が困難、または歩行に配慮が必要な人等等級など制限があります。詳しくは、お問い合わせください

**申請に必要なもの**

交付を受けている手帳など

**6月は「歯と口の健康週間」感染予防のためにお口の健康管理をしましょう**

☎ 7733・6811

口の中の細菌が出すタンパク分解酵素が、インフルエンザウイルスなどの感染を促進します。特に歯周病菌は強い

タンパク分解酵素を持つているといわれています。

マスク生活で、会話の減少や口呼吸により口の中が乾燥し、むし菌になるリスクも増えています。

口内衛生が乱れると、腸内細菌のバランスがくずれ、全身の免疫力が低下する危険性が高まることわかってきています。

お口の健康管理に、セルフケアと歯科医療機関での治療などに取り組みましょう。

(引用：日本歯科医師会)

**障がい者差別解消法をご存知ですか**

☎ 申福祉課障がい福祉係  
 ☎ 7733・6667  
 ☎ 7733・6723

障がい者差別解消法は、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も、ともに生きる社会をつくることをめざし、平成28年4月に施行されました。**対象となる人は**障がい者手帳を持つ人のほか、身体障がい、知的障がい、

精神障がい(発達障がいを含む)、そのほか心身の機能に障がいがあり、障がいや社会の中にある障壁によって日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人です。

**「不当な差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」**

障がい者差別解消法では「不当な差別的取り扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。

**「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の提供」**

	国の行政機関・地方公共団体など	民間企業など
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮	法的義務	努力義務 →法的義務(注1)

(注1) 令和3年5月に改正案が成立。(同年6月4日から3年以内に施行)

**不当な差別的取扱いとは** 正当な理由なく障がいがある

るといふ理由だけでサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けるような行為です。

**具体例**

- 「障がいがある」という理由だけでスポーツクラブに入ってもらえない、アパートを貸してもらえないなど
- お店に入ろうとしたら、車いすを利用してるといふ理由で断られた

**合理的配慮とは**

合理的配慮は、障がいのある人から「社会の中にある障壁を取り除くために何らかの対応が必要としている」との意思が伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応する配慮のことです。

**具体例**

- 車いす利用者が、建物の入り口に段差があり進めない場合、可動式のスロープなどを使得って補助する
- 意思を伝えあうために、絵や写真などのカード、タブレット端末などを使う
- ※福祉課窓口ではタブレット端末を設置しています。ご利用ください

**成人歯科健診 後期高齢者歯科健診**

☎ 申福祉課保健業務班  
 ☎ 7733・6811  
 ☎ 7733・6661

特定年齢の人を対象に、次の歯科健診を行います。

**成人歯科健診「保健課」**

- 令和4年4月2日～令和5年4月1日に、21・31・41・51・61・71歳になる人(5月に通知済み)
- 令和4年度中に妊娠届けを提出した妊婦

**後期高齢者歯科健診「市民課」**

- 令和4年4月2日～令和5年4月1日の間に76・80歳になる市の後期高齢者医療加入者

**共通事項**

☎ 無料(治療費は自己負担)

**検査項目**

問診・口腔内審査・総合判定・口腔衛生指導

**実施期間** 令和5年2月28日(火)まで(妊婦は通年)

**申事前予約が必要**です。通知に記載の歯科医院に直接お申し込みください。